

「(仮称) 駅前大橋線軌道建設事業環境影響評価準備書」について (答申)

当審査会は、平成30年12月26日に、市長から(仮称)駅前大橋線軌道建設事業に係る環境影響評価準備書について諮問を受け、これまで3回の審査を行った。

本事業は、デルタ内の公共交通ネットワークを担っている路面電車について、移動の円滑化を推進するとともに、利用者の利便性向上を図るため、南区松原町から南区比治山町までの区間に、約1.2kmの軌道を建設しようとするものである。また、本事業や広島駅南口広場再整備等事業などの開発により、広島市の陸の玄関である広島駅周辺の景観は大きく変貌することになる。

このような事業特性及び地域特性に応じた適切な環境保全措置が講じられ、事業の実施に伴う周辺環境への影響が可能な限り回避・低減されたものとなるよう、以下のとおり審査結果に基づく意見を述べる。

1 全体的事項

評価書の作成に当たっては、予測・評価と環境保全措置の関係を明確にすること。
また、評価書で使用する用語、表現は市民に分かりやすいものとなるよう努め、専門用語を用いる場合は解説を添付すること。

2 個別的事項

(1) 大気質

- ア 大気質の予測に当たっては、バックグラウンド濃度の季節変動を考慮するとともに、建設機械の稼働による大気質への影響については一般走行車両からの影響も加味した予測・評価を検討し、結果を評価書に記載すること。
- イ 車線数の減少による交通渋滞を含めた交通への影響について検討した結果を具体的に評価書に記載すること。
- ウ 切土工等又は既存の工作物の除去による粉じん等の影響については、構造物等によるビル風や吹き溜まりの発生等の局所的な気流への影響も考慮した環境保全措置を検討し、結果を評価書に記載すること。

(2) 騒音

- ア 本事業で予定している軌道敷の区間ごとの軌道構造を明らかにすること。
また、路面電車の走行に伴う影響の予測に用いた類似地点調査時の路面電車の走行状態や擦れ違いの状況を明らかにするとともに、路面電車の走行に伴う騒音及び振動の予測・評価結果を必要に応じて見直すこと。
- イ 騒音の予測・評価における予測断面の選定理由を評価書に記載すること。

(3) 水質

渡河部における高架構造物の構造や施工方法を明らかにしたうえで、工事の実施に伴う河川への影響がないとした理由を評価書に記載すること。

(4) 景観

ア 高架部のデザイン決定プロセス及び今後の設計段階において景観上の配慮が技術的に可能となる設計範囲を明らかにし、デザインを決定していく際には広く意見を求めるとともにその情報を市民等へ発信しながら、環境にも配慮した広島市の陸の玄関にふさわしい景観を形成すること。

また、事業の全体像がわかる完成予想図等を評価書に記載すること。

イ 事業計画地の植樹帯等は生物の生息地を繋ぐ移動経路としての機能を有していることにも留意し、本事業により失われる緑地空間を補う措置を検討すること。

ウ センターポール式の架線を採用することとした経緯を明らかにするとともに、色彩、形状、配置等の景観上の配慮事項を検討すること。

また、将来的な架線を要しない路面電車の走行についての事業者見解を評価書に記載すること。

(5) 文化財

事業計画地と西国街道等の関係性を明らかにし、文化財の存在の可能性や取扱いについてあらかじめ関係機関と協議するとともに、協議結果を踏まえた今後の対応方針を評価書に記載すること。

(6) 廃棄物

建設工事に伴い発生する廃棄物の資源化量や建設発生土の再利用量等を定量的に示すこと。

(7) 温室効果ガス

本事業による二酸化炭素排出量への影響については、総路線延長に限らず軌道路線の変更に伴う効果等も踏まえた予測・評価を改めて行うこと。

また、二酸化炭素排出量の削減に向けた更なる環境保全措置を検討し、結果を評価書に記載すること。

(8) 事後調査

事後調査項目として選定していない項目については、予測の不確実性の検討を再度行うこと。

また、再検討の結果、事後調査項目として選定しないこととした項目については、その具体的な理由を論理的に評価書に記載すること

(9) その他

自動車の高架部への進入防止について、道路部や高架部で実行可能な対策を十分に検討すること。